

十カ町

町並み景観通信

発行人：十カ町会専門委員会・川越市都市計画部

連絡先：川越市都市計画部都市景観課 049-224-5961（直通）

発行日：平成23年5月

十カ町町並み景観通信は、平成5年の十カ町会景観専門委員会設置により始まり、第14号まで発行されています。

地域指定をお知らせする表示板をリニューアルしました

川越十カ町地区都市景観形成地域の指定をお知らせする表示板は、これまで地区内8箇所に設置されています。

平成21年に隣接する「中央通り周辺地区」が都市景観形成地域に指定されたことに伴い、連雀町の日高県道より南側のエリアが「川越十カ町地区」から外れたため、この度、表示の内容を修正致しました。

また、これに伴い、連雀町のふれあいアベニューにある表示板も隣接地区に編入されました。



案内板（松本醤油商店さん前）

＜案内板設置場所＞

- ・氷川桜パーク
- ・濯紫公園
- ・札の辻ポケットパーク
- ・元町二丁目の山車蔵前
- ・市役所来客者用駐車場南側
- ・川越街道大手町クラックの花壇
- ・松本醤油商店さん前

※連雀町ふれあいアベニューの表示板は隣接地区に編入

リニューアル後の盤面
(札の辻ポケットパークのもの)



川越十カ町地区都市景観形成地域

平成 22 年度の建築などの届出状況の報告

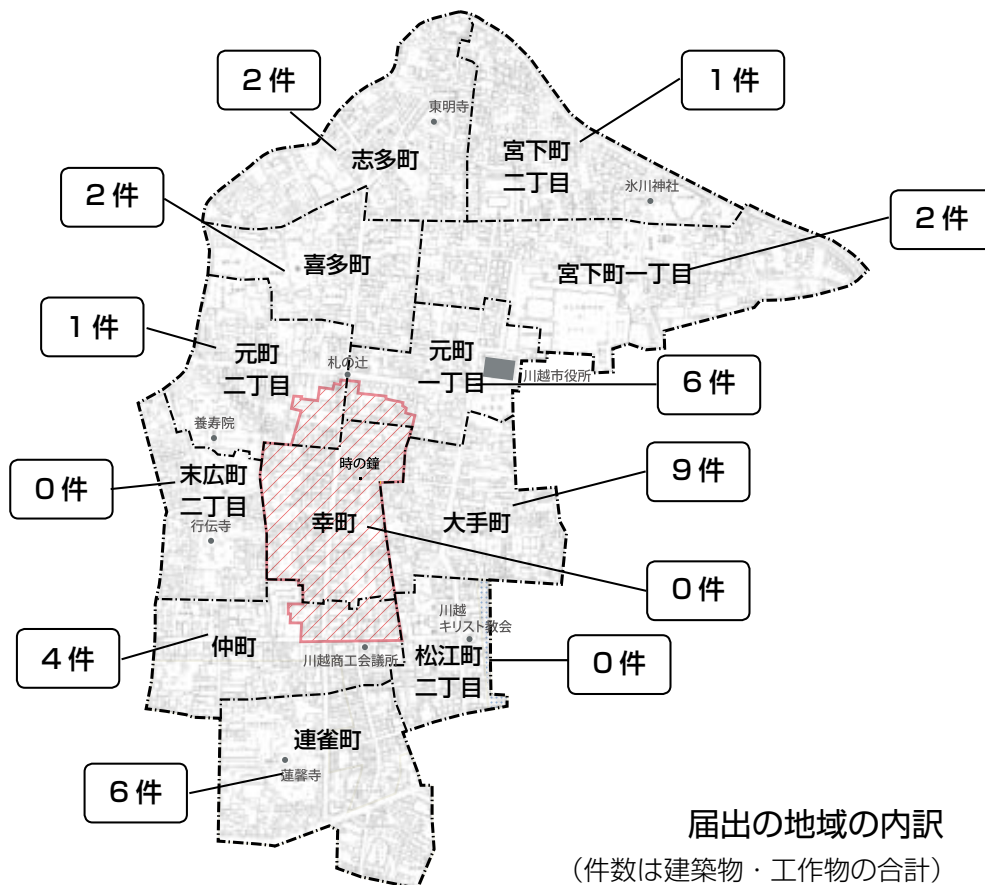
川越十カ町地区都市景観形成地域内における平成 22 年度の届出件数は 33 件でした。そのうち建築物に関するものは 29 件あり、新築が 20 件、増築が 1 件、色彩変更・解体等が 8 件でした。

平成 22 年度 届出件数 33 件の内訳

届出		件数
建築物	新築	20 件
	増築	1 件
	色彩変更・解体等	8 件
工作物（広告物等）		4 件

届出のあった建築物の用途の内訳

用途	届出件数
専用住宅	19 件
併用住宅	2 件
店舗	6 件
その他	2 件
合計	29 件



届出が必要な行為

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩若しくは材質の変更
2. 広告物の表示、移転またはその内容の変更
3. 宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採のうち、次の行為に該当するもの
 - 1) 高さ 1.2m を超えるのりを生ずる切上又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - 2) 樹高 10m 以上又は地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1m を超える樹木の伐採
4. 建築物及び工作物の移転、解体又は除却

※川越市都市景観条例施行規則第 6 条により届け出を必要としない通常の管理行為、軽易な行為等が定められています。